

島原労働基準監督署発表
令和3年11月12日（金）

【照会先】

島原労働基準監督署

署長

うちやま

内山

あきのぶ

昭宣

○ 監督・安衛課長

たなか

田中

ゆきひこ

幸彦

（電話）0957-62-5145

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検 ～フォークリフトの接触防止措置を講じていなかった疑い～

島原労働基準監督署は、本日、島原食糧販売株式会社及び同社取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで長崎地方検察庁島原支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和2年10月21日、島原市内の島原食糧販売株式会社構内において、同社の労働者がフォークリフトの運転作業を行う際、フォークリフトの作業範囲への立入禁止又は誘導者の配置をせず、もって、機械による危険を防止するための必要な措置を講じていなかった疑い。

1 被疑者

(1) 島原食糧販売株式会社

所在地：長崎県島原市新馬場町

事業内容：食料品製造業

(2) 取締役A

2 違反条文

被疑者島原食糧販売株式会社、被疑者Aともに、労働安全衛生法違反

同法第20条第1号（事業者の講ずべき措置）

労働安全衛生規則第151条の7第1項（接触の防止）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和2年10月21日、島原市内の島原食糧販売株式会社構内において、同社の労働者Bが運転するフォークリフトが、穀物の検査のため入場していた別事業場の労働者Cに接触し、労

働者Cが死亡するという災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、フォークリフト又はその荷と労働者が接触することによる災害発生を防ぐため、事業者が取るべき措置として、運転中のフォークリフト又はその荷に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所には、労働者の立ち入りを禁止するか、誘導者を配置し、その者にフォークリフトを誘導させなければならないと規定されています。

本件災害発生現場においては、これらの危険防止措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

5 参考

フォークリフトなどの動力運搬機械は製造業、運輸業をはじめ多くの事業場で使用されていますが、車体や荷との接触等により、死亡災害や休業4日以上の災害が、例年発生しています。

島原労働基準監督署管内においても、動力運搬機械を起因とする災害が、令和3年1月から10月の間で14件発生しており、そのうち1件は死亡災害となっています。

当署においては、今後とも、労働災害の防止に向けた指導を積極的に取り組むとともに、重篤な労働災害を発生させた事業場に対しては厳正に対処していく方針です。

【参照条文】

○労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、(…略…)の規定に違反した者

(両罰規定)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

(接触の防止)

第百五十一条の七 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。